



定額減税及び定額減税補足給付金（調整給付）の支給

国が決定した令和5年の「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）に基づき、令和6年分の所得税及び令和6年度分の個人住民税について、納税者及び配偶者を含めた扶養親族（居住者に限る）1人につき、令和6年分の所得税3万円、個人住民税所得割額から1万円の減税を行います。

また、所得税額や個人住民税所得割額から減税し切れないと見込まれる方に対して、その差額を1万円単位で給付します。

1 対象人数・金額（見込み）

税目	定額減税		調整給付	
	人数	金額（千円）	人数（納税義務者）	金額（千円）
所得税		2,011,669		
住民税	県民税	92,060	21,134	879,240
	市民税	525,923		

2 実施方法・実施時期（例：給与所得者（給与特徴））

①定額減税

税目	実施方法及び時期
個人住民税	令和6年6月分は徴収せず、「定額減税後の税額」を令和6年7月分から令和7年5月分の11か月分で徴収する
所得税	令和6年6月1日以降の最初の給与で源泉徴収される所得税額から、控除する。控除しきれない場合は、それ以降の給与で源泉徴収される所得税額から、順次控除する

②調整給付

内容	実施時期（予定）
定額減税補足給付金通知書送付	令和6年7月下旬
定額減税補足給付金の給付（振込）	令和6年8月中旬

問い合わせ 鴻巣市役所 048-541-1321（代表）

①定額減税に関すること 財務部 税務課（内線2256）

②調整給付に関すること 健康福祉部 生活者支援給付金チーム（内線4004）